

別紙 1 の (1)

優良品やぎ材製品品質規格基準
(その1 構造用製材品)

第1 構造材製材の優良品やぎ材製品品質規格基準は、JAS規格の*甲種 1級、2級及び乙種 1級、2級について定める。

*甲種、甲種 3級、乙種 3級を基準から除外した。

種類	特徴		主な使用部材
甲種	木口短辺36mm以上 かつ長辺90mm以上	主として高い曲げ性能を必要とする部分に使われる。	梁、桁、胴差、土台、大引 など
乙種		主として圧縮性能を必要とする部分に使用される。	通し柱、管注、間柱、床束 など

第2 優良品やぎ材製品品質規格基準の用語の定義は、「針葉樹の構造用製材の日本農林規格」を引用する。

第3 品質規格基準は次のとおりとする。

1 品質基準

区分	甲種		甲種		乙種	
	1級	2級	1級	2級	1級	2級
節	全面				30%以下	40%以下
	狭い材面			20%以下	40%以下	
	広い材面の材縁部			15%以下	25%以下	
	" 中央部			30%以下	40%以下	
集中節	全面				45%以下	60%以下
	狭い材面			30%以下	60%以下	
	広い材面の材縁部			20%以下	40%以下	
	" 中央部			45%以下	60%以下	
丸身			10%以下	20%以下	10%以下	20%以下
曲り			0.2%以下	0.5%以下	0.2%以下	0.5%以下
腐朽			なし	軽微	なし	軽微
貫通割れ	木口		長辺寸法以下	長径寸法の1.5倍以下	長辺寸法以下	長径寸法の1.5倍以下
	材面		なし	材長の1/6以下	なし	材長の1/6以下
目まわり			短辺寸法の1/2以下		短辺寸法の1/2以下	
平均年輪幅			6mm以下	8mm以下	6mm以下	8mm以下
繊維走行の傾斜比			1:12以下	1:8以下	1:12以下	1:8以下
狂い(そり・ねじれ等)			軽微	顕著でない	軽微	顕著でない
その他の欠点(干し割れ等)			軽微	顕著でない	軽微	顕著でない

材縁部：材幅の1/4 中央部：材幅の1/2

集中節径比：15cmの長さの間の節径比の合計

2 含水率基準

区分	表示	含水率基準
仕上げ材(SD)	*「SD15」と表示するもの	15%以下
	*「SD20」と表示するもの	20%以下
	「SD25」と表示するもの	25%以下
未仕上げ材(D)	*「D15」と表示するもの	15%以下
	*「D20」と表示するもの	20%以下
	*「D25」と表示するもの	25%以下

乾燥方法は、天乾含む。

*印は、JAS基準

3 寸法基準

区分		表示された寸法と測定した寸法の差	
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	7.5mm未満	+1.0 -0
		7.5mm以上	+1.5 -0
	未仕上げ材	7.5mm未満	+1.0 -0
		7.5mm以上	+1.5 -0
材長		+制限なし	-0

別紙 1 の (2)

優良品やぎ材製品品質規格基準
(その2 造作用製材品)

第 1 造作用製材の優良品やぎ材製品品質規格基準は、J A S 規格の「造作類」の無節、上小節、小節、「壁板類」の無節、上小節、小節について定める。

種類	特 徴	主な使用部材
造作類	壁板以外の造作に使用する。	鴨居、敷居など
壁板類	建築物の内外壁用板に使用する。	内・外壁など

第 2 優良品やぎ材製品品質規格基準の用語の定義は、「針葉樹の造作用製材の日本農林規格」を引用する。

第 3 品質規格基準は次のとおりとする。

1 材面の品質基準

区分		造作類			壁板類		
		無節	上小節	小節	無節	上小節	小節
節	節の長径	なし	10mm (生き節5mm) 以下	20mm (生き節10mm) 以下	なし	長径が20mm 以下	長径が20mm を超え、かつ、長径が木口の70%以下
	節の個数 長さ2m未満	なし	3 個以内	5 個以内			
	" 長さ2m以上 材幅210mm未満	なし	4 個以内	6 個以内			
	" 長さ2m以上 材幅210mm以上	なし	6 個以内	8 個以内			
丸身		なし	なし	なし	なし	なし	なし
腐朽・虫穴		なし	なし	なし	なし	極めて軽微	軽微
割れ	貫通割れ 木口	木口長辺の寸法以下	木口長辺の寸法以下	木口長辺の寸法以下	なし	極めて軽微	軽微
	" 材面	なし	なし	なし			
	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下	割れの長さの合計が材長の10%以下	割れの長さの合計が材長の10%以下	-	-	-
曲り	木口の短辺及び長径が75mm以下のもの又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下	0.5%以下	1.0%以下	1.0%以下	0.5%以下	1.0%以下	1.0%以下
	上記以外の寸法のもの	0.2%以下	0.4%以下	0.4%以下	-	-	-
そり・ねじれ		極めて軽微	軽微	顕著でない	軽微	顕著でない	顕著でない
欠け・きず・穴・入り皮・やにつぼ		なし	極めて軽微	軽微	なし	極めて軽微	軽微
髓心		なし	なし	なし	なし	なし	なし
変色・あて・かび・その他の欠点		極めて軽微	軽微	顕著でない	極めて軽微	軽微	顕著でない

2 含水率基準 (造作類、壁板類 共通)

区分	表示	含水率基準
仕上げ材 (S D)	* 「 S D 1 5 」と表示するもの	1 5 % 以下
	「 S D 2 0 」と表示するもの	2 0 % 以下
未仕上げ材 (D)	* 「 D 1 5 」と表示するもの	1 5 % 以下
	「 D 2 0 」と表示するもの	2 0 % 以下

乾燥方法は、天乾を含む。

* 印は、J A S 基準

3 寸法基準 (造作類、壁板類 共通)

区分		表示された寸法と測定した寸法の差	
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	7 5 mm 未満	+1.0 -0
		7 5 mm 以上	+1.5 -0
	未仕上げ材	7 5 mm 未満	+2.0 -0
		7 5 mm 以上	+3.0 -0
材 長		+ 制限なし -0	

別紙 1 の (3)

優良品やぎ材製品品質規格基準
(その 3 下地用製材品)

第 1 下地用製材の優良品やぎ材製品品質規格基準は、J A S 規格の 1 級、2 級について定める。

種類	特徴	主な使用部材
下地用	屋根、床、壁等の下地（外部から見えない部分）に使用。	

第 2 優良品やぎ材製品品質規格基準の用語は、「針葉樹の下地用製材の日本農林規格（J A S）」を引用する。

第 3 品質規格基準は次のとおりとする。

1 材面の品質基準

区 分		1 級	2 級
節	節径比	30%以下	60%以外
丸身		30%以下	50%以外
貫通割れ	木口	長辺の1.5倍以下	長辺の2.0倍以下
	材面	材長の1/6以下	材長の1/3以下
曲り	木口の短辺及び木口の長辺が7.5mm以下のもの又は木口の長辺が7.5mmを超え、かつ、木口の短辺が3.0mm以下のもの	1.0%以下	1.5%以下
	上記以外の寸法のもの	0.5%以下	1.0%以下
そり・ねじれ		軽微	顕著でない
腐朽・変色・入り皮・やにすじ・かび・あて・その他		軽微	顕著でない

2 含水率基準

区 分	表 示	含水率基準
仕上げ材（S D）	*「S D 1 5」と表示するもの	1 5 %以下
	*「S D 2 0」と表示するもの	2 0 %以下
	「S D 2 5」と表示するもの	2 5 %以下
未仕上げ材（D）	*「D 1 5」と表示するもの	1 5 %以下
	*「D 2 0」と表示するもの	2 0 %以下
	「D 2 5」と表示するもの	2 5 %以下

乾燥の方法は、天乾を含む。

*印は、J A S 基準

3 寸法基準

区 分		表示された寸法と測定した寸法の差	
木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	7.5mm未満	+1.0 -0
		7.5mm以上	+1.5 -0
	未仕上げ材	7.5mm未満	+2.0 -0
		7.5mm以上	+3.0 -0
材 長		+制限なし	- 0